

「憲法を生かす努力」

よく「あなたは護憲派ですか」と聞かれることがある。「まあ、そうですね」と答えるのだが、「護憲」という言葉にはやや違和感がある。たしかに憲法制定以来、ごくわずかな期間を除いて、保守政党による「憲法改正」攻撃がつづき、それに抵抗してきた側からすれば、まさに「憲法を守る」ことは最大の課題であったから、護憲派と名づけられるのは無理のないことでもある。

しかし、「憲法を守る」というより「憲法で守る」「憲法を活用する」という点に私は力点をおきたい。たとえば「～してはいけない」とか「～しなさい」とか強制的に命じられること（自由に対する侵害）、不当に他の人たちがたがった取り扱いを受けること（平等に対する侵害）、戦争や軍事によって生命や生活が乱されること（平和に対する侵害）は、自分にとって最も大切な「個人として尊重される」価値に反している。この「個人の尊厳」という価値の実現をめざして、これまでたくさんの裁判ふくめ市民運動が行われてきた。そのとき、日本国憲法の定める人権規定や平和主義の規定は、その抵抗・反撃の「武器」になるものだった。日本国憲法制定以来のさまざまな運動の積み重ねは、憲法を活用して、私たちの権利・生活を守り育ててきた歴史といってもよい。憲法を暮らしに生かす運動が権利についての新しい考え方を生み、発展させ、そしてふたたび運動に生かされた。公害反対運動の中で生まれた環境権はそのもっともよい例である。憲法上の人権は、その価値を実現しようとする運動の中で発展し、私たち市民の「権利のための闘争」の依拠すべき規範

にもなる。

大学でも同じことがいえる。鹿児島ではいま地元の鹿児島国際大で三教授解雇撤回の裁判がすすめられている。教員採用で教授会では正規の手続きで報告・投票がなされ、採用が議決されたにもかかわらず、「科目不適合」「虚偽の報告」があったとして、人事にたずさわった3人の教授が懲戒解雇された事件である。裁判では直接的には不当解雇にあたるかという労働法上の論点が争われているが、まさに憲法の「学問の自由」（憲法23条）の論点にかかわる。仮処分でも勝利し、有利に最終盤を迎えようとしているこの裁判は、大学に勤務する者にとっても、まさに「憲法で、自分たちの権利・生活を守る」課題を示唆している。自分の生活する大学の場で、自由に研究・教育する権利、不当に差別されない権利を確保するために、どんな形でいいから運動に参加すること、まさにこれが「憲法を生かす努力」（故・播磨信義さん（元山口大・神戸学院大）の本の題名から）につながっていく。国立大学法人化にともない競争至上主義、予算獲得のための学長ほか理事会への迎合が横行するようになった大学内で十分な研究・教育の確保をめざす運動は、憲法上の「学問の自由」などの価値実現をめざす運動と重なり合っている。

こののち数年の間で、最大の政治的な争点になろうとしている憲法「改正」に対して、反対の運動がいかに広汎なものに広がっていくかは、自分の生活の場において、自由や平等・平和をとっても大切なものと考えて、それをしっかりと確保しようとする「憲法を生かす努力」の質と量にかかわっているのではないだろうか。